

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年8月21日)

[件名]

- 1 平成29年度「鳥取県地震・津波防災力強化期間」に実施する行事等について (危機管理政策課) … 1
- 2 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等の実施について (危機対策・情報課) …別冊
- 3 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について (第35報) (原子力安全対策課) … 4
- 4 宍道断層の延長について (原子力安全対策課) … 8
- 5 鳥取県、島根県と中国5県タクシー協会の福祉タクシーによる緊急輸送に関する協定の締結 (原子力安全対策課) … 10
- 6 平成29年度鳥取県原子力防災訓練について (原子力安全対策課) … 15
- 7 島根原子力発電所1号機廃止措置の実施状況等について (第1報) (原子力安全対策課) … 18
- 8 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計の校正記録の不適切な取扱い事案について (原子力安全対策課) …別冊

危機管理局



平成29年度「鳥取県地震・津波防災力強化期間」に実施する行事等について。

平成29年8月21日
危機管理政策課

全国においては、9月1日は関東大震災にちなんで防災の日、8月30日から9月5日まで
は防災週間、11月5日は津波防災の日とされています。また鳥取県においては、9月10日
は鳥取地震、10月6日は鳥取県西部地震、10月21日は鳥取県中部地震が発災した日
です。これらのことから県では、9月～11月を「鳥取県地震・津波防災力強化期間」と定め
て、地震・津波防災力の向上に資する取り組みを県、市町村、団体などにおいて実施するこ
としており、現在の予定は次のとおりです。

【1】防災訓練

実施日	主催者	行事名	実施内容	場所	問い合わせ先 (電話番号)
9月2日 (土) 9月3日 (日)	支え愛絆でつ なぐコミュニ ティ実行委員 会	宿泊型避難所体験	「防犯・防災＝地域コ ミュニティは安心の基 盤」と考え、宿泊型避難 体験を行うことを通じ て、地域コミュニティの 活性化を推進する。	鳥取市内 (千代水地区公民 館ほか)	(公社)鳥取青年 会議所 (0857-24-1638)
9月3日 (日)	若桜町	若桜町防災訓練	「防災の日」の関連行事 として、大規模災害(地 震)を想定した防災訓練 を実施し、各自治会や自 主防災組織による初動体 制の確立、また、避難所 運営、炊出し支援などを 訓練して地域防災力の向 上を図る。	第1町民体育館、 ふれあい広場ほか 町内全域	若桜町総務課 (0858-82-2211)
9月3日 (日)	北栄町	北栄町総合防災 訓練	住民参加の避難訓練を行 うとともに、防災関連展 示や避難所運営訓練など を行う。	北栄町内	北栄町総務課 (0858-37-3111)
9月10日 (日)	鳥取市	鳥取市総合防災 訓練	鳥取市内4会場で、鳥取 市自主防災連合会等を中 心とした地域住民と、防 災関係機関の連携協力 のもとに、災害時の応急 対策を迅速、的確に遂行 し、関係機関相互の協力 体制の強化と市民の防災 意識の高揚を図る。	鳥取市内	鳥取市危機管理課 (0857-20-3127)
10月1日 (日)	日野町	全町一斉防災訓練	町内全地区で避難訓練を 行う。	日野町内	日野町総務課 (0859-72-0331)
10月1日 (日)	日吉津村	日吉津村防災訓練	住民参加型訓練であり、 災害対策本部、避難所立 ち上げを訓練する。ま た、住民避難、安否確 認、情報伝達訓練等を実 施する。	日吉津村内	日吉津村総務課 (0859-27-5950)
10月1日 (日)	日南町	日南町総合防災 訓練	災害対策本部運用訓練、 情報収集伝達訓練、応急 対策訓練、避難訓練等 を実施する。	日南町内	日南町総務課 (0859-82-1111)
10月17日 (火)	岩美町	岩美町防災訓練	町内3小学校区ごとに、 毎年ローテーションで地 域参加型の防災訓練を実 施する。	岩美町内	岩美町総務課 (0857-73-1411)

10月18日 (水)	(一社)鳥取県中部建設業協会、(一社)鳥取県測量設計業協会、鳥取県	平成29年度 鳥取県中部地震を踏まえた合同防災訓練	平成28年10月の鳥取県中部地震の経験を活かし、災害協力機関と行政機関が連携して、情報伝達訓練、図上訓練、通行規制・道路啓開訓練を行う。	倉吉市内	県中部総合事務所 県土整備局維持管理課 (0858-23-3216)
10月28日 (土)	倉吉市	防災訓練	防災関係機関、地域住民の参加による地震を想定した総合的な防災訓練を実施する。	倉吉市内	倉吉市防災安全課 (0858-22-8162)
10月28日 (土)	倉吉市	防災訓練	防災関係機関、地域住民の参加による地震を想定した総合的な防災訓練を実施する。	倉吉市内	倉吉市防災安全課 (0858-22-8162)
10月29日 (日)	湯梨浜町	総合防災訓練	住民参加型の避難訓練を実施する。	湯梨浜町内	湯梨浜町総務課 (0858-35-3115)
11月5日 (日)	大山町、鳥取県	大山町総合防災訓練	未定	大山町内	大山町総務課 (0859-54-5201)
11月17日 (金)	境港市、鳥取県	境港市本部運営訓練	原子力災害発生における境港市原子力災害対策本部運営訓練を行う。	境港市役所	県原子力安全対策課 (0857-26-7974) 境港市自治防災課 (0859-47-1071)
11月19日 (日)	鳥取県、米子市、境港市	原子力防災訓練	バス、JR等多様な避難手段を使った住民避難を実施する。	米子市ほか	県原子力安全対策課 (0857-26-7974)
11月	琴浦町	総合防災訓練	計画中	琴浦町内	琴浦町総務課 (0858-52-2111)

【2】啓発活動等

実施日	主催者	行事名	実施内容	実施場所	問い合わせ先 (電話番号)
8月25日 (金) 8月26日 (土)	鳥取看護大学	日本災害看護学会 第19回年次大会	あらゆる災害時の看護支援活動の実践と災害支援における互助性のある地域のありようを焦点をあてて議論する。	倉吉市内 (倉吉未来中心)	鳥取看護大学学会事務局 (0858-27-2800)
8月27日 (日) 9月24日 (日)	鳥取市、鳥取市自主防災会連合会	鳥取市防災リーダー養成研修会	研修会を通じて高度の知識、技能を習得し、地域における自主防災活動活性化のために活躍できる人材の養成を図る。	鳥取市内 (鳥取環境大学)	鳥取市危機管理課 (0857-20-3127)
9月10日 (日)	(公財)鳥取県消防協会	消防団員等研修会	専門家による健康に関する講演により消防団員等を対象として、生活習慣病等を予防し、安心して消防防災活動ができるようセミナーを実施する。	米子市内 (鳥取県消防学校)	(公財)鳥取県消防協会 (0859-27-0825)
9月16日 (土)	鳥取県男女共同参画をすすめるネットワーク	平成29年度男女共同参画推進人材育成協働事業防災講演会 (ささえ愛 女性のチカラで地域防災力アップ!)	東日本大震災や熊本地震の事例を振り返り、地域で行える、さまざまな人々の立場や視点を大切にした防災の取り組みを学ぶ。	倉吉市内 (上灘公民館)	県危機管理政策課 (0857-26-7064)

9月30日 (土)	鳥取県等	とっとり防災フェスタ2017	防災知識等普及事業並びに体験型訓練及び賑わい事業等を実施する。	米子市内	県危機対策・情報課 (0857-26-7878)
10月1日 (日)	鳥取県等	鳥取県西部地震から17年フォーラム	鳥取県西部地震以降の取組みが、鳥取県中部地震の際にどのように活かされたか語り合う。	日野町内	県消防防災課 (0857-26-7063)
10月14日 (土)	鳥取中部ふるさと広域連合消防局 (共催：中部防火・防災委員会、一般財団法人日本防火・防災協会)	中部防災フェア	一般住民を対象として、消防車での放水体験、車両展示、起震車体験、消火戦隊ケスンジャーショー等を行う。	倉吉市内	鳥取中部ふるさと広域連合消防局予防課 (0858-29-5126)
10月18日 (水)	鳥取県	BCPシンポジウム	民間事業者のBCP(事業継続計画)の策定を促進するため、BCP対応事例や鳥取県中部地震でBCPを発動した事業者の取り組みなどを紹介する。	倉吉市内	県商工政策課 (0857-26-7602)
10月21日 (土)	鳥取県等	鳥取県中部地震1年フォーラム	鳥取県中部地震一周年福興記念式典、1年フォーラム(分科会、講演会、パネルディスカッション)を開催する。	倉吉市内	県危機管理政策課 (0857-26-7584)
随時	倉吉市	倉吉市防災センター	防災グッズ、災害対策車両の見学等を行う。	倉吉市内	倉吉市防災センター (0858-24-6900)

[3] 広報等

主催者	行事名	実施内容	問い合わせ先 (電話番号)
境港市	自主防災活用ガイドブック	自主防災組織の具体的な活動内容を紹介する。	境港市自治防災課 (0859-47-1071)
琴浦町	我が家の防災マニュアル	地震・火災・風水害から身を守る方法の解説、津波ハザードマップ、避難場所・避難所の位置を掲載する。	琴浦町総務課 (0858-52-2111)
鳥取県	耳の不自由な方に避難を呼び掛ける『防災サイン』	耳の不自由な方(聴覚障がい者、高齢者等)に緊急時の避難を呼び掛ける「防災サイン」(※)を写真付きで紹介する。 ※手話とジェスチャーを組み合わせた視覚的な情報伝達手段	県河川課 (0857-26-7694)
鳥取県	土砂災害・水害から身を守ろう(リーフレット)	水害・土砂災害の実例を示し、洪水等の災害への備え、防災情報の入手方法を紹介する。	県河川課 (0857-26-7386)
鳥取県	防災サインPR動画 ～水害に対する被害者ゼロに向けて～	耳の不自由な方(聴覚障がい者、高齢者等)に緊急時の避難を呼び掛ける「防災サイン」(※)を基本編と応用編の2つの動画で紹介する。 ※手話とジェスチャーを組み合わせた視覚的な情報伝達手段	県河川課 (0857-26-7694)
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	地震の心得10カ条下敷き	地震発生時に気を付けるべき心得を10カ条にして紹介。また、地震の揺れと被害想定についても記載している。	鳥取中部ふるさと広域連合消防局予防課 (0858-29-5126)

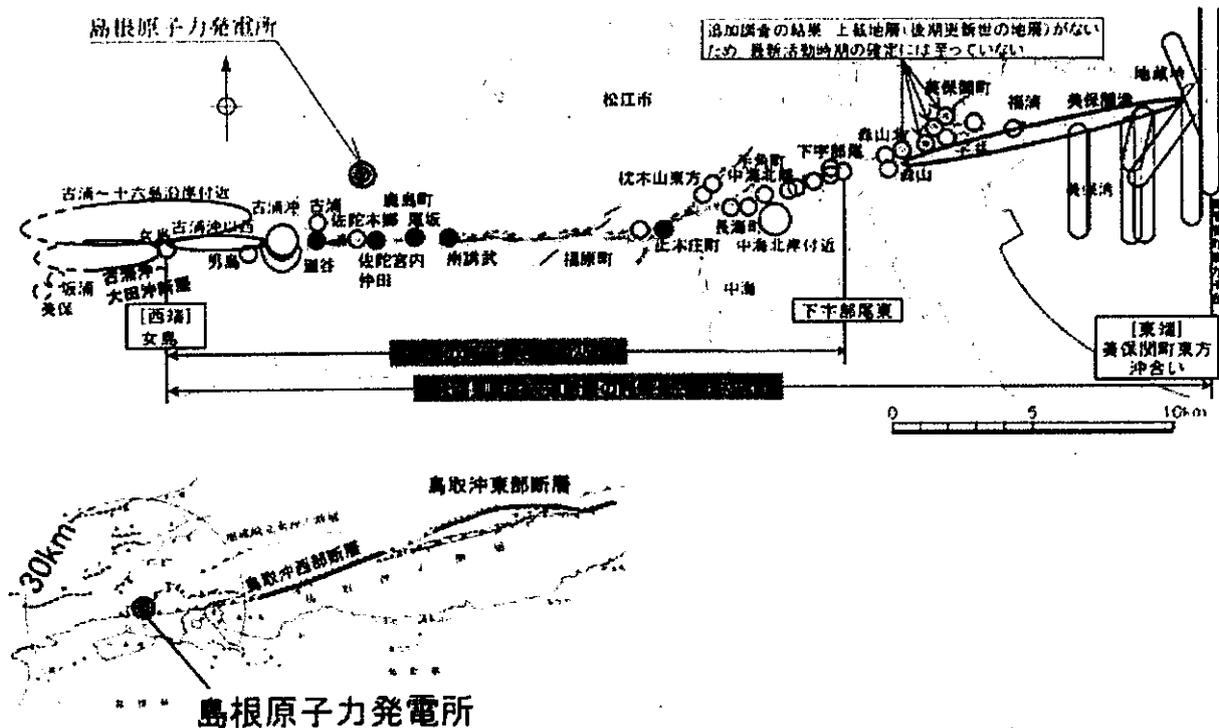
島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第35報）

平成29年8月21日
原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機及び平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会での新規制基準適合性審査会合の審査状況等は次のとおりです。

1 新規制基準適合性審査会合 *前回の報告（平成29年6月9日）以降の審査会合

回数(開催日)	議 題	概 要
85回目 (H29.7.28)	〔地震・津波〕 敷地周辺陸域の 活断層評価（コ メント回答）	<p><中国電力の説明> 84回目の審査会合で、データの拡充が求められた宍道断層東端の評価について、宍道断層の評価長さを「下宇部尾東」までの25kmから「美保関町東方沖合い」までの39kmとすることについて説明が行われた。</p> <p><原子力規制委員会のコメント> 宍道断層の評価長さを39kmとすることについて了解するものの、鳥取沖西部断層との関係性を今後説明すること、とコメントがあった。</p> <p>また、中国電力の評価の妥当性を確認するために、原子力規制庁職員が現地確認を実施するとの方針が示された。</p>



2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合 *前回の報告（平成29年1月19日）以降の審査会合

回数(開催日)	議 題	概 要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

- (別紙) 1 島根原子力発電所2号機の適合性審査の進捗状況
2 島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況

*斜字：審査済

区分	議題	回数	主な審査の状況等
申請概要等 (4回)		4	主要な論点 (24項目) を規制庁が提示。審査の進め方を確認。
地震対策 (27回)	震源を特定して策定する地震動	17	データ拡充を求められ、H26.5~10及びH27.2~6に追加地質調査を実施。宍道断層の評価長さを約25kmから約39kmに見直し。
	震源を特定せず策定する地震動	1	検討対象16地震の内、鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とし、申請当初より大きな620ガルとすることで了 (審査済)。
	地下構造評価	4	解析モデルは3号機地盤の1次元モデルの採用で了 (審査済)。
	敷地の地質・地質構造	2	敷地内に破砕帯、活断層はないこと、敷地に分布するシームは少なくとも後期更新世以降活動していないことを説明 (審査済)。
	基準地震動	0	—
	耐震設計方針	3	耐震重要度分類の変更について説明。
	地盤・斜面の安定性	0	—
津波対策 (1回)	基準津波	1	鳥取県 (2012) が日本海東縁部に想定した地震による津波及び敷地前面海域の「F-Ⅲ~F-V断層」から想定される地震による津波を基準津波として策定したことを説明。
	耐津波設計方針	0	—
重大事故対策 (32回)	確率的リスク評価 (PRA)	4	重大事故等対策を実施する前の仮想的なプラント状態において、炉心が損傷し重大事故に至る確率について説明。
	事故シーケンスの選定	3	新規制基準において対策が義務づけられたシビアアクシデント対策の有効性評価を行う事故シーケンスグループの選定について説明。
	有効性評価	12	選定された事故シーケンス毎に、新規制基準により義務づけられたシビアアクシデント対策が有効に機能するかどうかについて説明。
	解析コード	4	有効性評価で用いた解析プログラムについて説明。
	原子炉制御室	1	事故発生時にも原子炉制御室が有効に機能することを説明。
	水素対策	1	水素爆発防止対策 (電源を必要としない水素処理装置や水素濃度監視装置など) を説明。
	緊急時対策所	1	重大事故等対処要員が滞在し、プラント情報を把握するための設備や発電所内外との通信設備等及びそれらの運用を説明。
	フィルタ付ベント設備	6	申請時から新たにヨウ素フィルタ (銀ゼオライト)、弁を追加。全体設計、フィルタ性能、運用方法等について説明。
設計基準事故対策 (22回)	竜巻	3	設計竜巻による最大風速を引き上げ (69m/s→92m/s)。
	火災	4	発電所建物の内部・外部で起こりうる火災について説明。
	内部溢水	4	地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等により、原子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機能が損なわれないことについて説明。
	火山	2	火山灰の堆積厚さについて、三瓶山と大山の火山活動等の不確かさを考慮し、当初申請の2cmから30cmに見直すことを説明。
	外部事象	1	設計上考慮すべき外部事象の選定について説明。
	保安電源設備	0	—
	静的機器の単一故障等	8	静的機器の単一故障設計、誤操作防止対策、圧力バウンダリ、通信連絡設備、監視測定設備、共用設備について説明。
計		85	[年度別] H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:2回

*77回目は、「耐震設計方針」、「有効性評価」の回数にそれぞれ計上しており、計は一致しない。

島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

1 新規制基準適合性審査

回数	開催年月日	議題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
1回目	H26.1.16	申請の概要		H26.2.21(1)
2回目	H26.1.28	申請内容に係る主要な論点		
3回目	H26.2.20	敷地周辺陸域の活断層評価		H26.3.18(2)
4回目	H26.3.19	敷地周辺海域の活断層評価		H26.4.21(3)
5回目	H26.4.9	敷地周辺活断層評価(コメント回答)		
6回目	H26.4.16	地下構造評価		H26.5.21(4)
7回目	H26.5.1	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)		H26.6.12(5)
8回目	H26.6.27	震源を特定せず策定する地震動		H26.7.2(6)
9回目	H26.7.22		確率論的リスク評価(内部事象PRA)	
10回目	H26.8.5		静的機器の単一故障に係る設計	H26.8.21(7)
11回目	H26.8.28		フィルタベント系(設計、仕様)	
12回目	H26.9.5	地下構造評価(コメント回答)		H26.9.18(8)
13回目	H26.9.11		フィルタベント系(運用、コメント回答)	
14回目	H26.9.30		確率論的リスク評価(地震・津波PRA)	H26.10.9(9)
15回目	H26.10.2		事故シーケンスの選定	
16回目	H26.10.14		有効性評価	
17回目	H26.10.16		外部火災(森林火災)	
18回目	H26.10.23		内部溢水	
19回目	H26.10.30		外部火災(産業施設、航空機墜落)	H26.11.27(10)
20回目	H26.11.6		有効性評価(保管場所、アクセスルート)	
21回目	H26.11.13		有効性評価	
22回目	H26.11.20			
23回目	H26.11.21	地下構造評価(コメント回答)		
24回目	H26.12.4		内部火災	
25回目	H26.12.9		有効性評価	H26.12.17(11)
-	H26.12.19		<現地調査>	
26回目	H27.1.15		有効性評価	H27.1.21(12)
27回目	H27.1.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		
28回目	H27.1.27		有効性評価	
29回目	H27.2.3		竜巻影響評価	
-	H27.2.5-6		<現地調査>	H27.2.13(13)
30回目	H27.2.10		緊急時対策所	
31回目	H27.2.19		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路	
32回目	H27.2.24		圧力バウンダリ	
33回目	H27.2.26		フィルタベント系(主ライン、弁構成)	
34回目	H27.3.3		有効性評価(原子炉格納容器限界温度・圧力)	H27.3.10(14)
35回目	H27.3.5		静的機器の単一故障(コメント回答)	
36回目	H27.3.6	地下構造評価(コメント回答)		
37回目	H27.3.17		有効性評価(燃料プール、運転停止中)	
38回目	H27.3.19		外部火災(コメント回答)	
39回目	H27.3.24		通信連絡設備	
40回目	H27.3.31		竜巻影響評価(コメント回答)	
41回目	H27.4.2		監視測定設備	
42回目	H27.4.7		フィルタベント系(運用方法等)	H27.5.20(15)
43回目	H27.4.9		竜巻影響評価(フジタモデルの適用)	
44回目	H27.4.21		共用に関する設計上の考慮	
45回目	H27.4.24	敷地の地質・地質構造		
46回目	H27.5.12		解析コード	
47回目	H27.5.15	敷地周辺海域の活断層評価(コメント回答)		
48回目	H27.5.21		内部溢水(コメント回答)	
49回目	H27.5.28		フィルタベント系(コメント回答)	H27.6.8(16)
50回目	H27.6.2		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路(コメント回答)	
51回目	H27.6.9		解析コード	
52回目	H27.6.11		原子炉制御室	
53回目	H27.6.12		火山影響評価	H27.6.24(17)
54回目	H27.6.19	敷地周辺陸域の活断層評価(重力異常に係わるコメント回答)		
55回目	H27.6.23		解析コード	
56回目	H27.6.30		確率論的リスク評価(コメント回答)	
57回目	H27.7.2		外部事象の考慮	H27.7.21(18)
58回目	H27.7.9			
59回目	H27.7.14		確率論的リスク評価(コメント回答)	
60回目	H27.7.16			
61回目	H27.7.21		フィルタベント系(コメント回答)	
62回目	H27.7.28		内部火災(コメント回答)	
63回目	H27.7.31	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)		H27.8.21(19)
64回目	H27.8.4		原子炉建屋内水素対策	
65回目	H27.8.6		内部火災(コメント回答)、今後のBWRプラントの審査の進め方	

回数	開催 年月日	議 題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
66回目	H27.9.9	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H27.9.14(20)
67回目	H27.10.15		解析コード(コメント回答)	
-	H27.10.29-30	<現地調査>		H27.12.1(21)
68回目	H27.11.20	敷地周辺海域の活断層評価(国土交通省断層)		
69回目	H27.12.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答、西端の評価)		H27.12.16(22)
70回目	H28.1.15	敷地の地質・地質構造(コメント回答)		H28.1.21(23)
71回目	H28.1.29	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H28.2.24(24)
72回目	H28.3.31		今後のBWRプラントの審査の進め方	H28.4.21(25)
73回目	H28.4.21		BWR審査における論点及び今後の審査の進め方	
74回目	H28.4.28		火山影響評価(コメント回答)	
75回目	H28.5.13	震源を特定して策定する地震動		H28.5.31(26)
76回目	H28.5.26	耐震重要度分類		
77回目	H28.7.12	耐震重要度分類	有効性評価(コメント回答)	H28.7.19(27)
78回目	H28.8.25		有効性評価(コメント回答)	H28.9.15(28)
79回目	H28.9.15		有効性評価(コメント回答)	H28.10.7(29)
80回目	H28.11.11	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		
81回目	H28.11.16	耐震設計の論点		H28.11.28(30)
82回目	H28.12.16	基準津波の策定		H29.1.19(31)
83回目	H29.2.17	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H29.2.24(32)
84回目	H29.6.9	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H29.6.28(33)
-	H29.7.13	<自治体職員向け説明会>		H29.7.21(34)
85回目	H29.7.28	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H29.8.21(35)

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)に係る審査会合

回数	開催 年月日	議 題	常任委員会報告日 (通算回数)
1回目	H28.9.13	申請の概要	H28.9.15(28)

: 今回の報告対象

宍道断層の延長について

平成 29 年 8 月 21 日

原子力安全対策課

7 月 13 日の中国電力主催の自治体職員向け審査状況説明会において、宍道断層の長さを保守的に 39 km とするとの説明を受けたが、延長の理由を改めて確認するため、7 月 26 日に中国電力に対し質問書を発出し、8 月 8 日に質問書に対する回答を受領しました。

本県からは重ねて、原子力規制委員会の審査に対する真摯な対応と分かりやすい説明を要求しました。

1 質問書を発出した理由

7 月 13 日の自治体職員向け説明会において、中国電力から宍道断層の延長に関する説明はあったものの、宍道断層の長さが過去から度々延長されてきていること及び活断層が認められないにも関わらず保守的に評価するとの報道等があったことから、中国電力に対し宍道断層延長の評価とその理由に関する説明を求めた。

2 質問書に対する中国電力からの回答

(1) 日時、場所

8 月 8 日(火)午後 2 時 30 分から 3 時まで、危機管理局長室（県庁第二庁舎 3 階）

(2) 対応者

- ア 中国電力：天野鳥取支社長、渡部島根原子力本部広報部長
- イ 鳥取県：安田危機管理局長、水中原子力安全対策監

(3) 回答内容

「美保関町東沖合い」より西側の陸域に上載地層がなく、後期更新世以降の断層活動が完全に否定できないことから、信頼性の高い調査結果があり明瞭な重力異常がない同沖合いを東端とし、宍道断層の評価長さを約 39 km とする。

3 原子力安全顧問による中国電力への聞き取り

8 月 7 日(月)、地震を専門とする原子力安全顧問（西田顧問、香川顧問）による中国電力への聞き取りを実施した。

- ・今回の宍道断層の延長は、延長部分に断層の最新活動時期の証拠となる地層がないことや地下の重力異常を考慮したものであることを確認。

※現状の調査資料では、中国電力の見解は妥当との評価。

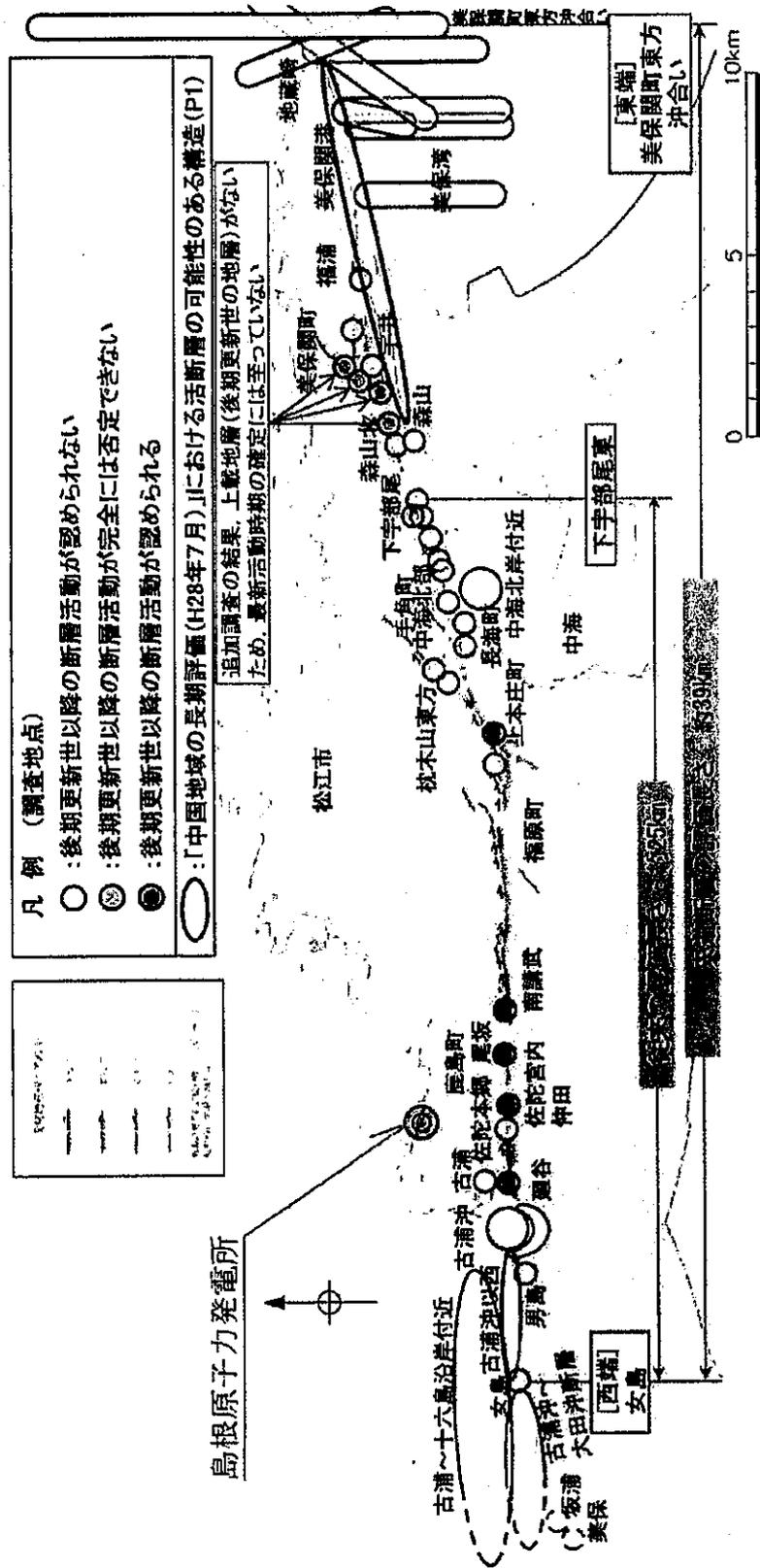
- ・その他、これまでの断層延長の経緯、地震動の考え方など、極めて専門的な聞き取りを実施。

4 今回の対応

宍道断層の延長に関する原子力規制委員会の審査が終われば、原子力安全対策プロジェクトチーム会議、原子力安全顧問会議を開催し、中国電力からの説明を受けることとしている。

(別紙) 宍道断層の評価

突道断層の評価



中国地域の長期評価 (H28年7月) の結果、上載地層 (後期更新世の地層) がいないため、最新活動時期の確定には至っていない

この結果、美保関町の突道断層は、後期更新世以降の断層活動が認められる

この結果、美保関町の突道断層は、後期更新世以降の断層活動が認められる

鳥取県、島根県と中国5県タクシー協会の福祉タクシーによる緊急輸送に関する協定の締結

平成29年8月21日
原子力安全対策課

UPZ内の避難に支援が必要な人の避難に必要な福祉車両を確保し、避難対策の実効性向上を図ることを目的に、原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等について、本県、島根県及び中国5県のタクシー協会と協定を締結しました。

1 協定の概要

(1) 協定の名称

原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定

(2) 協定締結者

ア 行政側

鳥取県、島根県

イ タクシー協会

(一社)鳥取県ハイヤータクシー協会、(一社)島根県旅客自動車協会、(公社)岡山県タクシー協会、(公社)広島県タクシー協会、(公社)山口県タクシー協会

(3) 協定締結日

平成29年7月24日

(4) 協定の内容等

- ・原子力災害時において、両県は中国5県のタクシー協会に対して協力を要請する。ただし、乗務員の安全確保のため、平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に要請が可能。
- ・タクシー協会の会員は、福祉タクシーで避難に支援が必要な者の緊急輸送を行う。
- ・県は福祉タクシーの乗務員の安全確保のため、研修や防護資機材（防護服、個人線量計等）の整備を行う。
- ・その他費用負担、補償等について定める。

2 協定の締結による効果

- ・福祉車両の確保ができ、UPZ内の避難に支援が必要な者の避難の実効性が向上する。
- ・鳥取県内で必要な福祉タクシー685台に対して、本県の福祉タクシー及びUDタクシー計150台を含め本協定で確保できるのは計426台。
- ・今年度中に新たなUDタクシー75台が配備予定。引続き、国に車両の確保等について求めていく。

3 福祉タクシー等確保状況

鳥取県に必要な福祉タクシー数	協定締結先福祉タクシー保有車両数
685台 (県内保有数 150台)	鳥取県福祉タクシー等保有数 150台 (UDタクシー含む)
※UPZ内の避難に支援が必要な者が福祉タクシー(車椅子、スレッチャー)で避難する場合に必要な台数。	中国4県福祉タクシー保有数 276台
	計 426台

※鳥取県のUDタクシーについては、今年度中に75台を新たに配備予定。

【参考】

1 中国5県の福祉タクシー等保有状況

(H29.3.31現在)

鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	合計
150台	48台	90台	71台	67台	426台

鳥取県内訳：福祉タクシー25台+UDタクシー125台=150台

2 原子力災害時における住民避難に関するその他の協定

- ・大規模災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定 (H27.12.2)
本県、関西広域連合及び各府県のバス協会で大規模災害時のバスによる緊急輸送等の協定を締結
- ・原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定 (H29.4.17)
本県、島根県及び中国5県バス協会と原子力災害時のバスによる緊急輸送等の協定を締結

原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書

島根県及び鳥取県（以下「県」という。）と、島根県旅客自動車協会、鳥取県ハイヤータクシー協会、岡山県タクシー協会、広島県タクシー協会及び山口県タクシー協会（以下「県タクシー協会等」という。）は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 1 条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、原子力災害時等に県が県タクシー協会等の協力を得て、その会員の福祉タクシー（道路運送法第 4 条の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者であって、一般タクシー事業者が使用する福祉の用に供する自動車。以下同じ。）による緊急輸送等の協力を求めるときの必要事項について定めるものとする。

（要請）

- 第 2 条 県は、原子力災害時等において、第 4 条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、県タクシー協会等又はその会員に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書で協力要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 2 前項に規定する要請は、緊急輸送等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の安全確保に配慮し、また放射線防護措置等の安全対策を行った上で行うものとする。
- 3 県タクシー協会等の会員は、第 1 項の規定により県から協力要請を受けたときは、県が必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

（要請の基準）

第 3 条 原子力災害時等において、県は、従事者の業務の実施による被ばく線量の予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である 1 ミリシーベルトを下回る場合に、前条の規定により県タクシー協会等の会員に対して協力を要請するものとする。

（業務内容）

第 4 条 この協定により、県が県タクシー協会等又はその会員に対し協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 避難する要配慮者等の輸送業務
- (2) その他県が必要とする福祉タクシーによる支援業務

（業務報告）

第 5 条 県タクシー協会等の会員は、前条の業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を県タクシー協会等を経由して、要請を行った県（以下「要請県」という。）に文書で報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、電話その他の方法により報告し、事後において文書を提出するものとする。

(費用負担)

第6条 第2条第1項の規定により県タクシー協会等の会員が実施した業務に要した費用は、要請県が負担するものとし、その費用は通常の実費として要請県と県タクシー協会等が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 県タクシー協会等の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について要請県に請求するものとする。

2 要請県は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等への対応)

第8条 県タクシー協会等の会員又は従事者が第4条の業務実施中において、福祉タクシーの故障、事故等により運行できなくなったときは、速やかに県タクシー協会等に連絡し、代替車両を手配するなど緊急輸送等の継続に努めるものとする。

2 県タクシー協会等は、前項の事故等が発生したときは、要請県に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第9条 県タクシー協会等又はその会員が第4条の業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又はその業務に使用した車両が汚損し、若しくは損傷したときは、要請県は、次に掲げる場合を除き、当該県の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

- (1) 当該損害が従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、県タクシー協会等、その会員又は従事者が締結している損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- (4) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 県タクシー協会等は、その会員に対して前項の補償の責任を負わないものとする。

(県が実施する事項)

第10条 県は、県タクシー協会等の会員の原子力災害時等における緊急輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県と県タクシー協会等、その会員及び従事者間の緊急輸送等にかかる連絡体制の整備並びに常時連絡を取るための通信手段の確保
- (2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会の提供
- (3) 県タクシー協会等の会員に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の配布体制の整備
- (4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等住民等の緊急輸送等に必要となる情報その他関連する情報の県タクシー協会等の会員への迅速な提供

- (5) 緊急輸送に従事する車両の明示及び車両の円滑な誘導等の実施
 - (6) 従事者の被ばく検査の実施
 - (7) 業務に使用した車両のスクリーニング及び除染の実施
- 2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、県は県タクシー協会等と事前に協議するものとし、県タクシー協会等は県に協力するものとする。

(資料提供等)

第11条 県と県タクシー協会等は相互に必要な資料や情報を提供することとし、県タクシー協会等は、保有する福祉タクシーの台数等の資料を毎年度1回県に提出するものとする。

(連絡担当者)

第12条 この協定の実施に当たり、県と県タクシー協会等はあらかじめ連絡担当者を定め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(個別協定等との関係)

第13条 この協定は、県が福祉タクシーによる緊急輸送に関して、県タクシー協会等と個別に締結する協定等の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、県又は県タクシー協会等からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、県、県タクシー協会等が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有し、県タクシー協会等の会員は本書の写しを保有するものとする。

平成29年7月24日

島根県

島根県知事 溝口 善兵衛

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

一般社団法人島根県旅客自動車協会

会長 大谷 厚郎

一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会

会長 船越 克之

一般社団法人岡山県タクシー協会

会長 梶川 政文

一般社団法人広島県タクシー協会

会長 小野 正博

一般社団法人山口県タクシー協会

会長 森橋 律夫

平成29年度鳥取県原子力防災訓練について

平成29年8月21日

原子力安全対策課

平成29年度鳥取県原子力防災訓練では、島根原子力発電所対応及び人形峠環境技術センター対応の訓練を次のとおり行います。また、これに先立ち7月19日に原子力防災図上訓練、8月9日に船舶を活用した住民避難訓練を行いました。

第1 島根原子力発電所対応

1 島根県との共同訓練（今回で7回目。ただし実動の住民避難を伴う訓練は6回目）

昨年度整備した避難退域時検査資機材（大型テント等）、ゲートモニタによる車両確認検査手順の確認、これら資機材の広域的な輸送体制の検証を行うなど、鳥取県広域住民避難計画等の実効性向上を目的として訓練を実施する。

（1）今年度訓練の目的

- ・原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- ・引き続き鳥取県広域住民避難計画等の深化と実効性向上を図る。
- ・社会福祉施設等で策定した避難計画等の検証を行う。

（2）対策本部等の初動対応訓練

ア 日程 11月17日（金）

イ 場所 鳥取県庁、西部総合事務所、米子市役所、境港市役所ほか

ウ 主な訓練項目

本部等運営訓練、緊急時モニタリング訓練

（3）住民避難訓練

ア 日程 11月19日（日）

イ 場所 イオンモール日吉津、米子市内、境港市内ほか

ウ 主要訓練項目

住民避難訓練（住民への情報伝達、多様な避難手段による避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等）、避難行動要支援者避難訓練、緊急被ばく医療活動訓練等
※住民約300人が参加予定

2 船舶を活用した住民避難訓練（実施結果）

（1）目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等では、バス・乗用車による避難を中心としつつ船舶による避難を補完的手段として位置付けており、海上保安庁の協力を得て船舶による避難手順等を検証する。

（2）日時 8月9日（水）午前7時～正午

（3）場所 米子市内、境港、鳥取市内（鳥取港、とりぎん文化会館リハーサル室）

（4）参加機関

鳥取県、警察本部、米子市、境港市、境海上保安部、境港管理組合、中国電力（株）

※米子市住民15人が参加

（5）主要訓練項目

ア 船舶を活用した住民避難訓練

- ・関係機関との連絡要領、乗降船手順の確認
- ・船舶避難時における住民対応の確認及び検証

イ 県営広域避難所開設訓練

- ・職員の動員手順の確認及び動員者による県営広域避難所（居住スペース）の設営

(6) 訓練の成果

ア 船舶による避難訓練

船舶への乗船、降船手順及び住民誘導、避難行動要支援者への対応を確認することができた。

※避難行動要支援者については、登山の背負子（しよいこ）のような防災器具等を使用し、船内まで搬送する手順を確認した。

イ (新) 避難退城時検査会場の設営訓練

- ・昨年度、県が整備した大型テントを鳥取港に搬送・設営し、避難退城時検査場の臨時開設のための実施手順の確認と検証ができた。
- ・大型テントを収納した資機材コンテナの搬送から大型テントの設営に必要なスペース、耐荷重等を確認することができた。

ウ 県営広域避難所開設訓練

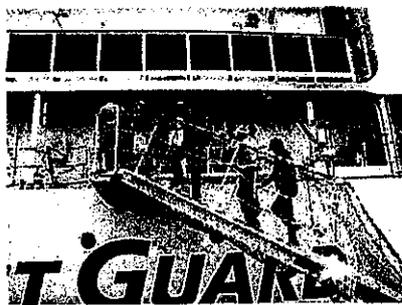
広域避難所の開設に係る職員の動員手順について確認を行うことができた。

動員者による避難所設営作業の検証を行うと共に、避難者の身体的負担を軽減する段ボールベッドについての設置、組立方法や有用性を確認することができた。

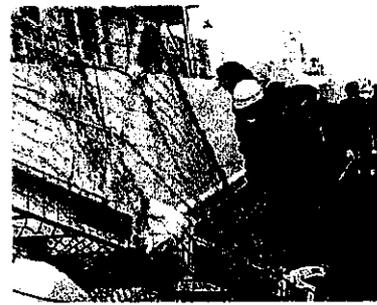
<巡視船「おき」>



<「おき」への乗船>



<避難行動要支援者の船内への搬送>



<避難退城時検査会場の設営訓練>



<県営広域避難所開設訓練>



3 原子力防災図上訓練（実施結果）

(1) 目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、島根原子力発電所事故を想定した図上訓練を実施することにより、対策本部事務局における避難輸送、広域避難所開設、被ばく医療等の各機能班の初動対応、体制・役割分担、業務の流れ・連携等を確認するとともに、訓練での活動を通じて対策本部事務局要員の練度向上を図る。

(2) 日時 7月19日（水）午前9時30分～11時30分

(3) 場所 鳥取県庁第二庁舎（第22会議室）

(4) 参加者等（50名）

- ・危機管理局ほか各部局、警察本部
- ・評価者（島根県職員、岡山県職員）

(5) 訓練内容

県災害対策本部事務局の各機能班が地域防災計画、広域住民避難計画等に基づき、訓練上の状況を基にした細部実施計画を作成する。

(6) 訓練の成果

- ・住民避難を行うにあたり、避難手段等の具体的な内容を示した避難実施計画を、与えられた状況に応じて作成することができた。(避難に関する活動の実効性の向上)
- ・避難実施計画の細部実施計画を作成にあたっての情報収集先、手順等を確認することができた。
- ・各機能班の避難実施要領作成手順に基づく避難オペレーション支援システム[※]の運用について確認を行うことができた。

※避難オペレーション支援システム：避難対象区域の避難者数等を抽出し、具体的な避難所や避難経路等をまとめた避難実施計画や、バス、福祉車両の運行指示書等を自動作成するシステム

(7) 評価者（外部評価者）の意見

- ・各機能班が活動を行う上で重要な事項が、ホワイトボードに記載され、班内で共有されていた。
- ・積極的に情報を得ようとしている班がある一方で少し消極的な班があった。
- ・各機能班が作成した細部実施計画に関して、調整から決定までの計画作成プロセスの見える化をすれば参加者の理解が深まる。

< 図上訓練の実施状況 >



第2 人形峠環境技術センター対応

岡山県との共同訓練（今回で18回目）

人形峠環境技術センターでの事故を想定し、岡山県等の関係機関と連携し原子力防災訓練を実施する。

(1) 今年度訓練の目的

対策本部及びオフサイトセンターにおける図上訓練を中心に実施。同日に緊急時モニタリング実動訓練もあわせて実施することで、関係自治体間の連携確認・強化及び関係者の練度の維持・向上を図る。

(2) 日程 10月下旬頃

(3) 場所

鳥取県庁、中部総合事務所、衛生環境研究所、三朝町、上齋原オフサイトセンター等

(4) 主要訓練項目

本部等運営訓練、オフサイトセンター訓練、緊急時モニタリング訓練、フッ化水素ガス対応等

島根原子力発電所1号機廃止措置の実施状況等について(第1報)

平成29年8月21日

原子力安全対策課

中国電力(株)島根原子力発電所1号機の廃止措置計画については、平成29年6月27日に鳥取県から中国電力(株)に対して「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第6条に基づき、8項目の条件を付して廃止措置の全体計画と解体工事準備期間(第1段階)の廃止措置の実施に限り了解する旨を回答したところですが、中国電力が7月28日に廃止措置作業(汚染状況調査等)に着手したことから、次のとおり職員を派遣して実施状況等を確認しました。

〈廃止措置作業着手に関する確認内容等〉

1 日 時 平成29年7月28日(金) 午前9時25分から11時30分まで

2 場 所 島根原子力発電所1号機原子炉建物内(島根県松江市鹿島町)

3 確認した内容

(1) 廃止措置作業着手の状況(原子炉建物1階〔放射線管理区域内〕)

- ・廃止対象施設内の放射エネルギー及び分布等の汚染状況調査の一環として、線量測定を行う代表ポイント(主蒸気配管や燃料プール冷却系の熱交換器入口配管等、原子炉水が接触する系統を構成している主要な配管 計21箇所)へのマーキング作業

※中電社員による直営作業で実施。

測定結果は、放射線業務従事者の放射線被ばくの低減と、適切な解体撤去方法の策定や低レベル放射性廃棄物発生量の正確な評価等に使用。測定箇所は必要に応じて増やす。

(2) 使用済燃料等の保管状況及び原子炉格納容器内の状況(原子炉建物5階〔放射線管理区域内〕)

- ・原子炉から取り出された使用済燃料が、燃料プール内のラックに保管され、安全に冷却貯蔵されていること等を確認した。

4 関係自治体の参加状況

鳥取県1名、境港市1名(米子市欠席) ※島根県2、松江市3、安来市・出雲市・雲南市各1

5 その他

(1) 継続的な監視

中国電力(株)からは、安全協定に基づき、廃止措置状況等が定期的に報告される。

県では、廃止措置作業の実施状況等について、引き続き監視していく。

(2) 住民への適切な情報提供

UPZ(島根原発から30km圏)内の住民に、1号機の廃止措置の実施状況や防災対策をお知らせするとともに、理解等を深めていただくため、住民に身近な広報手段を活用した継続的な情報提供等を県として実施する。また、中国電力(株)に対しても、分かりやすく丁寧な説明を行うよう引き続き求めていく。

〔例〕 廃止措置中の事故防止対策、周辺環境への影響等



〔線量測定ポイントへのマーキング作業〕



〔使用済燃料の燃料プール保管状況〕

(参考) 島根原子力発電所 1号機廃止措置計画に係る経緯

平成 27 年

- 4/30 1号機の営業運転を終了
- 12/22 安全協定の一部改定(廃止措置手続きの明確化)

平成 28 年

- 4/28 中国電力が県に安全協定に基づき事前報告
- 6/17 県、米子市及び境港市から中国電力へ事前報告に対する回答
本県から島根県に対し覚書に基づき回答
中国電力へ安全協定の改定を申入れ
- 7/ 4 中国電力が国に廃止措置計画を申請

平成 29 年

- 2/14 中国電力が廃止措置計画の補正を国に申請
- 4/19 国が廃止措置計画を認可
- 4/26 県から国へ要望(地域住民への審査結果の説明等)
- 5/16 原子力安全対策PT会議における説明(原子力規制庁、中国電力)
- 5/19 県議会議員全員協議会における説明(原子力規制庁、中国電力)
米子市議会全員協議会における説明(中国電力)
- 5/26 原子力安全顧問会議における説明(原子力規制庁、中国電力)
原子力安全対策合同会議における説明(原子力規制庁、中国電力)
- 6/ 1 中国電力主催の住民説明会(米子市)
- 6/ 7 境港市議会における説明(中国電力)
- 6/14 境港市議会から市長へ回答
- 6/19 米子市議会全員協議会
- 6/24 原子力安全対策PT会議(3首長)
- 6/26 県議会議員全員協議会で対応方針を説明
- 6/27 中国電力へ回答、併せて安全協定の改定を申入れ
覚書に基づいて島根県へ本県の意見を回答
- 6/28 県から国へ要望(原子力規制庁、内閣府)
- 6/29 県から国へ要望(経済産業省)
- 7/7 覚書に基づいて島根県へ本県の意見を回答
- 7/11 島根県が中国電力へ回答
- 7/28 中国電力が廃止措置作業に着手

